

- ・国民健康保険税試算シートについて

富谷市の国民健康保険に加入されている方、またはこれから加入されるご予定の方に、保険税がどれほど課税されるのか、その目安として試算シート（Excel）を作成しました。社会保険から国民健康保険に切り替わる場合等の参考としてご活用ください。

- ・試算シートの入力方法について

試算シートは、必要事項（氏名・生年月日・収入額等）をご記入いただければ自動計算される仕組みになっています。以下に加入者ケースを例示して、入力方法をご説明します。

！入力前の注意！

次のいずれかに該当する方は正しく試算結果が反映されないので、試算税額を確認される場合は富谷市市民生活部税務課保険税担当（TEL 358-3164）までお問合せください。

①すでに世帯の中でどなたかが国民健康保険に加入済みの場合（一部加入）

②加入予定者に年度内で年齢が75歳に到達される方がいる場合（後期高齢者医療保険移行）

加入者ケース

加入者（4名）

富谷 ○○（世帯主）：昭和51年4月10日生

前年1月から12月の収入 給与収入 3,000,000 円
事業所得 2,000,000 円

富谷 △△（妻）：昭和60年9月20日生

前年1月から12月の収入 給与収入 900,000 円

富谷 ☆☆（子）：平成21年10月30日生

富谷 □□（母）：昭和26年2月15日生

前年1月から12月の収入 年金収入 1,500,000 円

※加入者は同一の世帯であることが条件になります。

※世帯主が加入しない場合は[3ページ](#)をご覧ください。

⇒次ページ以降、入力手順について

○入力手順

国保税年税額計算（概算）

算定日 令和6年

氏名（続柄等）	生年月日	年	加入する方の所得 所得
	M33.1.0		-
	M33.1.0		-
	M33.1.0		-
	M33.1.0		-
	M33.1.0		-
	M33.1.0		-
合計			-
うち40才以下と65才以上の所得			-

加入される方 人

その内今年度介護分該当の方 人

医療分

総所得金額 (所得) 円 - 保険税基礎控除 円 × 5.5 % = 円

(均等) 国保加入者数 人 × 1人あたり金額 22,700 円 = #DIV/0! 円 ※軽減対象

1世帯あたり

保険税試算シート **加入者（1人目）** 加入者（2人目） 加入者（3人目） 加入者（4人目） ...

加入者（1人目）タブをクリックして富谷 ○○さんの情報を入力します。

①氏名

②生年月日

(例) 昭和45年1月1日生まれの場合、1970/1/1と入力してください。

③給与収入

←入力

①氏名

富谷 ○○

②生年月日

昭和51年4月10日 47歳

(例) 昭和45年1月1日生まれの場合、1970/1/1と入力してください。

③給与収入

3,000,000円 ←入力

生年月日を入力すると自動表記されます。

- ①氏名欄にお名前を記入してください。
- ②生年月日欄に西暦で生年月日を入力してください。
※上記例の場合、1976/4/10と入力すると昭和51年4月10日と表示されます。
- ③給与収入欄に数字のみ入力してください。（円表記は自動です。）
※給与収入が850万円超の場合、給与収入の下にある※印の条件AまたはBに該当するか、③欄にてプルダウン形式で○か×を選択してください。

給与所得 ※↓非自発的失業者に該当の場合○を選んでください。

0円

④公的年金等収入 ←入力

公的年金等所得 0円

⑤その他所得（事業所得、不動産所得等） ←入力

※複数の所得がある場合は合計値を入力

給与所得 ※↓非自発的失業者に該当の場合○を選んでください。

2,020,000円

④公的年金等収入 ←入力

公的年金等所得 0円

⑤その他所得（事業所得、不動産所得等） ←入力

2,000,000円

※複数の所得がある場合は合計値を入力

合計所得 4,020,000円

- ③給与収入欄を入力すると自動計算で給与所得が表記されます。
- 非自発的失業者に該当する方は給与所得欄右側の○を選択してください。
- ※非自発的失業者についての説明は8ページをご覧ください。
- ④公的年金等収入をすると自動計算で公的年金等所得が表記されます。
- ⑤その他所得に事業所得など、給与・年金以外の所得分を入力してください。
- ※給与と年金は自動計算のため収入を入力しますが、その他所得はその収入ごとに支出（経費）が異なりますので、所得（収入－支出）で入力してください。
- ①から⑤まで必要事項を入力すると、その方の合計所得が自動表示されます。

※世帯主が国保に加入しない場合

国保税は加入者の合計所得で計算しますが、均等割額と平等割額の軽減を判定する時に、加入者と世帯主の合計所得で判断を行う必要があります。世帯主の方が国保に加入しない場合でも、加入者と同様に「世帯主」シートに収入等必要事項をご記入ください。

①氏名

②生年月日 R6.1.1時点年齢

(例) 昭和45年1月1日生まれの場合、1970/1/1と入力してください。

③給与収入 ←入力

※②給与収入が850万円を超える場合のみ③の欄に○か×を選択してください。

A 本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である
(特別障害者とは身体障害者手帳一級または二級、精神障害者保健福祉手帳)

B 23歳未満の扶養親族がいる

③

加入者(2人目) 加入者(3人目) 加入者(4人目) 加入者(5人目) 加入者(6人目) 世帯主

加入者（1 人目）入力後、一番左側の試算シートに情報が反映されます。

国保税年税額計算（概算）

算定日 令和6年2月

氏名（続柄等）	生年月日	年	加入する方の所得	所得
富谷 ○○ 様	S51.4.10	47	4,020,000	1
	M33.1.0		-	-
	M33.1.0		-	-
	M33.1.0		-	-
	M33.1.0		-	-
	M33.1.0		-	-
合計			4,020,000	

うち40才以下と65才以上の所得 -

加入される方 1 人

その内今年度介護分該当の方 1 人

医療分

総所得金額 (所得) 4,020,000 円 -

保険税基礎控除 430,000 円 × 5.5 % = 197,450 円

(均等) 国保加入者数 1 人 × 1 人あたり金額 22,700 円 = 22,700 円 ※軽減対象

(平等) 1 世帯あたり 20,200 円 = 20,200 円 ※軽減対象

合計 240,350 円

限度額 650,000 円

保険税試算シート 加入者（1人目） 加入者（2人目） 加入者（3人目） 加入者（4人目） 加入者

世帯主が加入しない場合は根拠の欄に世帯主の所得は入力しないこと。
世帯主が加入の場合 ※専従者注意
○均等割・平等割の軽減について 該当なし
※軽減同時表示の場合、率の高い軽減を選択
擬主所得 -
給与所得者等の数 3 人

同様に加入者（2 人目）から加入者（4 人目）までそれぞれのシートに入力すると情報が反映されます。

※収入がない方（富谷☆☆さん）は加入者シートの①氏名と②生年月日のみ記入してください。

国保税年税額計算（概算）

算定日 令和6年2月

氏名（続柄等）	生年月日	年	加入する方の所得	所得
富谷 ○○ 様	S51.4.10	47	4,020,000	1
富谷 △△ 様	S60.9.20	38	350,000	-
富谷 ☆☆ 様	H21.10.30	14	-	-
富谷 □□ 様	S26.2.15	73	400,000	-
	M33.1.0		-	-
	M33.1.0		-	-
合計			4,770,000	

うち40才以下と65才以上の所得 750,000

加入される方 4 人

その内今年度介護分該当の方 1 人

医療分

総所得金額 (所得) 4,770,000 円 -

保険税基礎控除 1,180,000 円 × 5.5 % = 197,450 円

(均等) 国保加入者数 4 人 × 1 人あたり金額 22,700 円 = 79,450 円 ※軽減対象

(平等) 1 世帯あたり 20,200 円 = 20,200 円 ※軽減対象

合計 297,100 円

限度額 650,000 円

保険税試算シート 加入者（1人目） 加入者（2人目） 加入者（3人目） 加入者（4人目） ...

世帯主が加入しない場合は根拠の欄に世帯主の所得は入力しないこと。
世帯主が加入の場合のみ下段有効
※専従者注意
○均等割・平等割の軽減について 該当なし
※軽減同時表示の場合、率の高い軽減を選択
擬主所得 -
給与所得者等の数 3 人

試算を行うための事前入力以上となります。

⇒次ページ以降、試算結果の内容説明について

○試算結果の内容説明

① 国保税年税額計算（概算）

氏名（続柄等）	生年月日	年	加入する方の所得	所得
富谷 ○○ 様	S51.4.10	47	4,020,000	1
富谷 △△ 様	S60.9.20	38	350,000	-
富谷 ☆☆ 様	H21.10.30	14	-	-
富谷 □□ 様	S26.2.15	73	400,000	-
	M33.1.0		-	-
	M33.1.0		-	-
合計			4,770,000	
うち40才以下と65才以上の所得			750,000	
加入される方			4	人
その内今年度介護分該当の方			1	人

② 算定日 令和6年2月28日

世帯主が加入しない場合は根拠の欄に世帯主の所得は入力しない。

世帯主が加入の場合のみ下段有効

※専従者注意

○均等割・平等割の軽減について

該当なし

※軽減同時表示の場合、率の高い軽減を選択

擬主所得 -

給与所得者等の数 3 人

①加入者の合計所得および人数（介護分算定用の数値も併記しています。）

加入しない世帯主（一番右の世帯主シートに記入した方）は表示されません。

②保険税均等割および平等割の軽減判定に関連する事項です。

「該当なし」、「2割軽減」、「5割軽減」、「7割軽減」で自動表記されます。

擬主所得：国保に加入しない世帯主の場合、その方の所得が表記されます。（3 ページ）

給与所得者等：一定の給与収入または年金収入がある方の人数が表記されます。

医療分

総所得金額 (所得) 4,770,000 円	保険税基礎控除 1,180,000 円	×	5.5 %	=	197,450 円	
(均等)	国保加入者数 4 人	×	1人あたり金額 22,700 円	=	79,450 円	※軽減対象
(平等)		×	1世帯あたり 20,200 円	=	20,200 円	※軽減対象
合計					297,100 円	
限度額 660,000 円					297,100 円	改め 297,100 円

【医療分】国保加入者の方の医療費等にあてられる保険税です。

所得割・・・被保険者の合計所得（基礎控除差引）×5.5%

均等割・・・被保険者数×22,700 円

※18 歳以下の方は半額の 11,350 円

平等割・・・世帯あたり 20,200 円

以上の合計値（最大 66 万円）が医療分の保険税です。（100 円未満端数切捨）

支援分		総所得金額		保険税基礎控除		軽減等保険税減額分	
(所得)	4,770,000 円	円	1,180,000 円	×	1.65 %	=	59,235 円
(均等)			国保加入者数 4 人	×	1人あたり金額 7,300 円	=	25,550 円 ※軽減対象
(平等)				×	1世帯あたり 6,600 円	=	6,600 円 ※軽減対象
合計							91,385 円
						限度額 260,000 円	91,385 円 改め 91,300 円

【支援分】後期高齢者医療制度への支援負担分の保険税です。
 所得割・・・被保険者の合計所得（基礎控除差引）×1.65%
 均等割・・・被保険者数×7,300 円
 ※18 歳以下の方は半額の 3,650 円
 平等割・・・世帯当たり 6,600 円
 以上の合計値（最大 26 万円）が支援分の保険税です。（100 円未満端数切捨）

介護分		40～64 歳の方が加入している場合のみ		総所得金額		保険税基礎控除		軽減等保険税減額分	
(所得)	4,020,000 円	円	430,000 円	×	1.75 %	=	62,825 円		
(均等)			国保加入者数 1 人	×	1人あたり金額 9,500 円	=	9,500 円 ※軽減対象		
(平等)				×	1世帯あたり 7,000 円	=	7,000 円 ※軽減対象		
合計							79,325 円		
						限度額 170,000 円	79,325 円 改め 79,300 円		
未申告の場合は軽減対象とはなりません！ また、修正などで所得金額が増えると軽減対象から、除外されることがあります。									
- 割軽減									
合計						年額	467,700 円		

【介護分】介護サービス費等にあてられる保険税です。
 ※40 歳から 64 歳までの方に課税されます。
 所得割・・・被保険者（40～64 歳）の合計所得（基礎控除差引）×1.75%
 均等割・・・被保険者数（40～64 歳）×9,500 円
 平等割・・・世帯当たり 7,000 円
 以上の合計値（最大 17 万円）が支援分の保険税です。（100 円未満端数切捨）

【医療分】、【支援分】、【介護分】の合計額が年間保険税額です。

○何月に加入される予定ですか？ ⇒ **4** 月加入予定

100円以下切り捨て
 $467,700 \times \frac{12}{12} \text{ヵ月} = 467,700 \text{円}$
約 1ヵ月あたり **38,900** 円

納付の期割				※ 期別納付額が実際の納付額と異なる場合があります。			
1期	2期			回	初回	次回～	
8	58,900	58,400	×7回	4	117,000	116,900 ×3回	10月届出
7	66,900	66,800	×6回	3	155,900	155,900 ×2回	11月届出
6	78,200	77,900	×5回	2	233,900	233,800 ×1回	12月届出
5	93,700	93,500	×4回	1	467,700		1月以降届出

最後に加入予定月を選択すると、加入月以降の月割額で年税額が再計算されます。
 また加入される届出を提出された月によって、納付額と納付回数が表示されます。

例) 10 月に加入して、9 月に届出を提出した場合

○何月に加入される予定ですか？ ⇒ **10** 月加入予定

100円以下切り捨て
 $467,700 \times \frac{6}{12} \text{ヵ月} = 233,800 \text{円}$
約 1ヵ月あたり **38,900** 円

納付の期割				※ 期別納付額が実際の納付額と異なる場合があります。			
1期	2期			回	初回	次回～	
8	29,400	29,200	×7回	4	58,600	58,400 ×3回	10月届出
7	33,400	33,400	×6回	3	78,000	77,900 ×2回	11月届出
6	39,300	38,900	×5回	2	116,900	116,900 ×1回	12月届出
5	47,000	46,700	×4回	1	233,800		1月以降届出

プルダウン（黄色）で 10 月加入を選択すると、加入月数や月割保険料額等が表示されます。
 富谷 ○○さん世帯は年税額が 467,700 円ですが、10 月加入の場合、10 月から翌年 3 月までの 6 か月分になりますので、 $467,700 \text{円} \times \frac{6}{12} = 233,800 \text{円}$ に年税額が再計算されます。（1 か月あたりの保険税額に変更はありません。）

9 月に加入の届出を提出された場合、その年度の納期限は 10 月以降 5 回になるので、初回が 47,000 円、2 回目から 5 回目までの 4 回が 46,700 円ずつとなります。

※すでに加入されていて、仮算定第 1 期、第 2 期を納付されている場合、納付の期別の欄の 1 期および 2 期の黄色セルに納付額を入力されると、残りの期で調整された税額で表示されます。

○非自発的失業者に対する軽減制度について

会社倒産や解雇等の理由により離職した方が国民健康保険に加入した場合、その方の給与所得を30%にみなして所得割を算定する軽減制度があります。

・対象となる条件

- ①離職日が平成21年3月31日以降の方
- ②離職日時点で65歳未満（65歳のお誕生日の前々日）の方
- ③雇用保険受給資格者証を持ち、次の離職理由、離職理由コードに該当する方

区分	対象となる離職理由コード・理由
特定受給資格者	【11】解雇 【12】天災等に起因する事業継続不能となったことによる解雇 【21】雇い止め（雇用期間3年以上、雇い止め通知あり） 【22】雇い止め（雇用期間3年未満、契約更新明示あり） 【31】事業主の働きかけによる正当理由のある自己都合退職 【32】事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
特定理由離職者	【23】期間満了（雇用期間3年未満、契約更新明示なし） 【33】正当理由のある自己都合退職 【34】正当理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

給与所得 ※↓非自発的失業者に該当の場合○を選んでください。
2,020,000円

④公的年金等収入 ←入力

公的年金等所得
0円

⑤その他所得（事業所得、不動産所得） ←入力
※複数の所得がある場合は合計値を入力

給与所得 ※↓非自発的失業者に該当の場合○を選んでください。
606,000円 ○

④公的年金等収入 ←入力

公的年金等所得
0円

⑤その他所得（事業所得、不動産所得等） ←入力
※複数の所得がある場合は合計値を入力

合計所得
606,000円

加入者シートの ○ 欄にプルダウンで○を選択すると給与所得が30%で計算されて試算に反映されます。（例：2,020,000円×30%=606,000円）